

学校法人 北翔大学
キャンパス・ハラスメントの問題にかかる
フローチャート

相談者(本人、または代理者)

苦情・相談の
申し出



事実確認

相談員(窓口)

1. 苦情・相談を親身に聞く。
2. 受け付けた苦情・相談の内容を相談員会議に報告する。
3. 必要に応じ、当事者等に事実確認を行う。



報告

北翔大学・北翔大学短期大学部
相談員会議

1. 事実関係の確認をする。
2. 相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずる。
3. 相談者へ、救済や問題解決にかかる手続きの説明をする。
4. 必要に応じ、防止対策委員会へ報告する。

情報提供・
調査要請



報告・助言

北翔大学・北翔大学短期大学部
キャンパス・ハラスメント防止対策委員会

1. 事実関係を調査し、当該調査結果等について相談員に報告をする。
2. 対応措置の検討をする。
3. 相談者への助言等を行う。
4. 被害者・加害者とされる者の意見等の違いを調停する。
5. 加害者とされる者への注意等を行う。
6. 啓発その後の防止対策を講ずる。
7. その他、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する必要な業務を実施する。



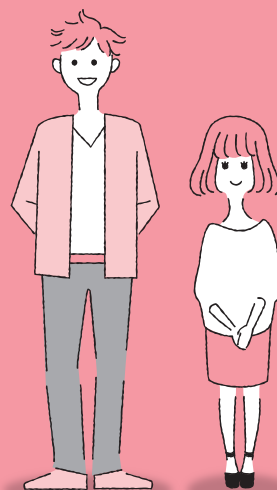
必要に応じ、理事長へ報告

学校法人 北翔大学
キャンパス・ハラスメント防止対策委員会

2022年4月1日発行

北翔大学・北翔大学短期大学部
〒069-8511 江別市文京台23番地
TEL:011-386-8011

ハラスメントのない
キャンパスをめざして

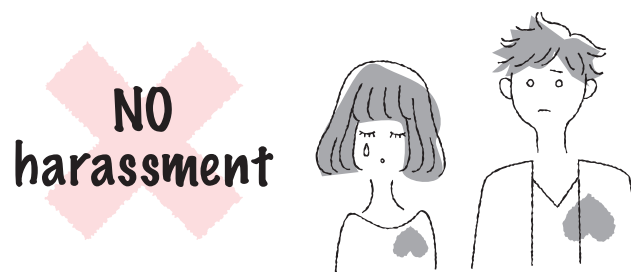


学校法人 北翔大学
キャンパス・ハラスメント防止対策委員会

学校法人北翔大学では、
キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程を設け、
第1条で次のように謳っています。
詳細は便覧参照。

第1条

学校法人北翔大学は、法人の教育活動や研究活動の場において在学・在籍・勤務する人、及びそれに関連する構成員に対する、あらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これらの全ての人々が快適な環境で教育・学習・研究・労働を行う権利を擁護する。



2 ハラスメントを行わないために

キャンパスの構成員は、次の事項の重要性について十分認識をし、ハラスメントのない環境の維持に心がけなければなりません。

- (1) 性別に関わらず、互いの人格を尊重し合う。
- (2) 互いが大切なパートナーであるという意識を持つ。
- (3) 暴力的、あるいは人格を傷つける言動を慎む。
- (4) 悪口や中傷、プライバシーに関することを他言しない。

3 ハラスメントに起因する問題が生じたとき

相手の行為や言動が限度を超え、ハラスメントではないかと考えられるときは、深刻な状況に進展させないために、次の事項について認識をしておきましょう。

- (1) 嫌だと思うことは、相手に対して明確に意思表示をする。
直接言いにくい場合は、代理人や手紙の方法もある。
- (2) 一人で悩まず、信頼できる友人などに相談をする。
また、場合によっては、学園内に設けている相談窓口を利用する。

4 学園内の相談窓口

相談は、本人だけではなく代理人や第三者からでも受け付けます。
相談があった場合は、状況を確認した後、プライバシーの保護に十分配慮しながら調整や調査など適切な対応をし、手順を踏んで解決に努めます。

<相談の意義>

ハラスメントの判断は慎重に行います。申し出をすれば、それがすべてハラスメントとされるわけではありません。

たとえば、教員から強い指導を受けたことをパワー・ハラスメントではないかと学生から相談があった時、相談員は、その学生によく状況を尋ね、客観的にみてハラスメントが疑われる場合に、次の段階の手続きを踏みます。そこに相談することの意義があります。

1 この規程によるキャンパス・ハラスメントとは

(1) セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的、暴力的な言動のことであり、相手に不利益や不快感を与える行為等をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

学校における職務上、修学上または研究上の優越的地位を不当に利用して、相手の職務上、修学上もしくは研究上の権利を侵害し、または人格をおとしめる言動や行為等をいう。

(3) アルコール・ハラスメント

アルコールにまつわる嫌がらせや人権侵害の言動。たとえば、飲酒や一気飲みへの強要、酒が飲めない人への配慮を欠く行為等をいう。

(4) パワー・ハラスメント

職制や管理する立場にある者が、立場を悪用して権力を使い、職務上及び職務と関係のない嫌がらせを繰り返し、肉体的・精神的苦痛を与えること、及び職場環境に深刻な影響を与える言動や行為等をいう。

(5) その他のハラスメント

言葉や態度、メディア、文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて職場や修学等をやめざるを得ない状況に追い込んだりする言動等をいう。

